

改正点の内容

助成内容の変更

○助成率を引き上げました

対象工事に対する助成率を10% → 15%へ引き上げました。

○最低工事費の条件を緩和しました

バリアフリー化工事は「助成対象部分が20万円以上の工事」の要件を撤廃しました。

「手摺設置のみ」や「段差解消のみ」などの20万円未満の少額工事でも対象となります。

○申請者の居住要件を無くしました

対象となる住宅を、「申請者が所有し、かつ居住しているもの」から 「申請者が所有し、完了時に居住者がいるもの」としました。

居住者の要件は「当該建物を生活の本拠とし、完了後1年を超えて居住する者」としています。1年に満たない居住期間の場合は対象となりません。

申請者が現在居住している住宅は勿論、所有している空き家を第三者に賃貸するためにリフォームすることも可能です。

○複数の住宅で助成を受けられます

同一の申請者が、所有する複数の住宅で助成を受けることが可能です。

○過去に助成を受けた人も助成を受けられます。

過去に本事業で助成を受けた人も、他の住宅であれば助成を受けることが可能です。

○共同住宅・長屋について

共同住宅・長屋で、賃貸営業用の部分以外を対象としました。

添付書類の変更

○交付申請時

交付申請書（様式第1号）に 「住民票」の添付の必要が無くなりました。

○完了時

完了届（様式第9号）に 「居住していることが明らかとなる書類」（住民票など）の添付が必要となりました。

様式の変更

○交付申請書（様式第1号）・完了届（様式第9号）

添付書類の変更に伴い、2種類の様式が変わりました。